

2017 8/17

「金融処分行」から脱却

検査方針見直し 銀行に積極策促す

解説

金融庁が検査方針を抜本的に見直すのは、厳しい検査で銀行に不良債権処理を迫る「金融処分行」から脱却し、横並び感の強い銀行に創意工夫を促すねらいからだ。(1面参照)

1990年代はじめのバブル崩壊後、銀行は巨額の不良債権を抱え、北海道拓殖銀行などの経営破綻が相次いだ。その発端はバブル期に自己査定を甘くした銀行の不動産向けなどの融資だった。大蔵省から金融部局が

分離されて98年に金融監督庁と金融再生委員会が発足。99年に金融検査マニュアルがつくられたが、その最大の目的は銀行の自己査定の甘さをついで不良債権を発見し、その処理を銀行に促すことだった。

不良債権処理と金融庁検査の歴史

1990年代初め	バブル崩壊
95年	政府が住宅金融専門会社(住専)の処理案を決定
98年	金融監督庁が発足 政府が日本長期信用銀行(現・新生銀行)と日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を国有化
99年	政府が早期健全化法に基づく公的資金の注入を開始 金融監督庁が金融検査マニュアルを初公表
2000年	金融監督庁が金融庁に改組
02年	竹中平蔵金融担当相(当時)が不良債権問題解決を主題とする「金融再生プログラム」を公表
03年	政府がりそなグループを実質国有化
04年	金融庁が検査忌避でU.F.J銀行(現・三菱東京U.F.J銀行)と元担当役員らを刑事告発
06年	3メガバンクが公的資金を完済
08年	リーマン・ショックが発生
09年	中小企業金融円滑化法が施行
13年	円滑化法が期限切れ

バブル崩壊後の日本経済は「失われた10〜15年」を経て、ようやく不良債権処理にメドをつけた。金融危機は去り、邦銀は08年のリーマン・ショックの際にも欧米銀行よりも傷が浅く済んだ。金融庁検査の見直しは、銀行を取り巻く環境が有事から平時へと大きく変わった

たことを象徴する。不良債権処理には比較的うまく機能した金融庁検査だが、最近では銀行がリスクを積極的にとらなくなるといった副作用も目立っていた。

金融庁は立ち入り検査のやり方も変え、対象となる銀行の規模や特性に応じて検査項目を絞り込む。銀行が最低限守るべき項目を並べたマニュアルに基づいて画一的に検査するのをやめ、銀行に過度な負担がかかるのを防ぐ。

銀行には大きな裁量を与えられる。自らの目利きで経営不振に直面している「不良債権予備軍」の中から本当に再生の見

込みがある企業と、退出すべき企業を選別する能力が求められる。横並びだった銀行のビジネスモデルも、どれだけ独自性を打ち出せるかが問われる。